

(海外転勤や留学などで出国される方へ)

## 在外選挙人名簿登録の出国時申請

### ●在外選挙制度とは

国外に居住する日本人が、国政選挙（衆議院議員及び参議院議員の選挙）の投票を国外でも行えるようにする制度です。投票するには、在外選挙人名簿に登録されることが必要です。この名簿に登録される方法は、出国時にお住いの市町村役場で申請する方法と出国後に在外公館（日本大使館、総領事館）で申請する方法があります。

### ●出国時申請について

#### <申請できる人>

本市が国内の最終住所地で、国外への転出届を提出した人のうち、本市の選挙人名簿に登録されている人

※ 申請時に選挙人名簿に登録されていなくても、国外転出届に記載した転出予定日までに選挙人名簿に登録される資格を有することになる人を含みます。

(満18歳以上の日本国民で、本市の住民基本台帳に登録されている期間が引き続き3か月以上になる人は、選挙人名簿に登録される資格を有します。)

#### <申請できる期間>

国外転出届を提出した日から、その届に記載した転出予定日まで

#### <申請方法>

直接、下記の窓口で必要書類を提出

※ 郵便による申請はできません。

《四日市市の窓口》市役所8階 選挙管理委員会事務局

各地区市民センター(中部を除く)

#### <必要書類>

・在外選挙人名簿登録移転申請書

・本人確認書類

※ 黒インク又は黒のボールペンで記入してください。

### 【代理申請について】

代理人となれる人は、申請者とともに国外転出する親族（転出届に異動対象者として記載されている申請者の親族）

#### <代理申請の場合の必要書類>

・在外選挙人名簿登録移転申請書

[注意] 申請者本人による署名と申出書欄の記載が必要

・申請者本人の本人確認書類

・代理人（申請者とともに国外転出する親族）の本人確認書類

【本人確認書類の例（Aは1点、その他は2点（B+B、B+C）必要）】

A	≪公的機関が発行した本人確認書類で顔写真入りのもの≫ パスポート、運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真入り) など
B	≪公的機関が発行した本人確認書類で顔写真のないもの≫ 国民健康保険・健康保険・船員保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、共 済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険・船員保険に係る年金証書、 共済年金・恩給の証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)など
C	≪公的機関以外が発行した本人確認書類で顔写真入りのもの≫ 社員証、学生証、タスポ、調理師免許証、税理士証票など

【申請後、転出先住所などの記載事項が変更になった場合】

「在外選挙人名簿登録移転申請書記載事項等変更届出書」の提出が必要です。詳しくは、選挙管理委員会事務局にお問い合わせください。（下記、お問い合わせ先）

●申請後、在外選挙人証の交付まで

- (1) 出国後は、在留届の提出を忘れずに行ってください。
- (2) 在留届が提出されると、名簿登録の手続きが進められます。資格要件が確認された申請者には、概ね2～3箇月で「在外選挙人証」を交付します。在外公館から連絡がありますので、最寄りの在外公館で受け取るか、郵送で受け取ります。
- (3) 在外投票をするときには、「在外選挙人証」が必要となります。
  - ※ 在留届の提出がないまま一定期間を過ぎると、在外選挙人名簿に登録されません。
  - ※ 在留届・・・外国に住所等を定めて3か月以上滞在する日本人は、その住所又は居所を管轄する日本の在外公館に在留届を提出するよう義務付けられています。在留届はインターネットでも提出できます。

◎ 在留届、出国後の在外選挙人名簿登録申請の方法については、下記の外務省のホームページでご確認ください。

在留届について

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

出国後の在外選挙人名簿登録の方法について

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

【お問い合わせ先】 四日市市選挙管理委員会事務局  
 四日市市諏訪町1番5号（四日市市役所8階）  
 電話：059-354-8269 FAX：059-359-0286

# 在外選挙の投票方法

## 3つの投票方法により投票できます。

### ● 在外選挙の対象となる選挙

衆議院議員及び参議院議員の選挙

### ● 選挙できる選挙区

登録された市区町村の属する選挙区となります。

#### 海外で投票する場合

最寄りの日本大使館、総領事館が在外公館投票を実施するか否かは直接問い合わせるか、外務省のホームページでご確認下さい。

#### 日本国内で投票する場合

旅行等により一時帰国した方や、帰国直後で転入届を提出して3ヶ月を過ぎていない方(選挙人名簿に登録されていない方)

#### 在外公館投票が実施される場合

「在外公館投票」と「郵便等投票」のいずれかを選択のうえ、投票できます。なお、在外公館投票を実施する日本大使館、総領事館であれば、国・地域を問わず投票できます。

#### 在外公館投票が実施されない場合

「郵便等投票」が行えます。なお、在外公館投票を実施する他の日本大使館、総領事館に直接出向いて「在外公館投票」を行うこともできます。

#### ● 在外公館投票

在外公館投票は、直接日本大使館・総領事館(出張駐在官事務所を含む。)に出向いて、「在外選挙人証」と「旅券」等の身分証明書を提示して投票する方法です。

**投票場所** 日本大使館・総領事館の事務所内に投票所が設置されます。

**投票期間** 選挙の公示の翌日から各日本大使館・総領事館ごとに定められた締切日までとなります。  
※補欠選挙等の場合は、告示の翌日以降であらかじめ指定された日にも投票できます。

**投票時間** 原則的に現地時間の午前9時30分から午後5時までです。  
※地理的な事情等で、例外的な時間設定をすることがあります。

**持参書類** ①在外選挙人証  
②旅券

※旅券が提示できない場合は、日本国又は居住国の政府や地方公共団体が交付した顔写真付き身分証明書でも差し支えありません。

#### ● 郵便等投票

郵便等投票は、登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に同用紙に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵送する方法です。

①投票用紙等の請求  
あらかじめ登録先の選挙管理委員会に「在外選挙人証」と「投票用紙等請求書」(総務省ホームページから入手できます)を送付の上、投票用紙等の請求を行います。

②投票用紙等の交付  
投票用紙等の請求を受けた登録先の選挙管理委員会は、投票用紙等を直接郵送して交付します

③投票用紙等の送付  
投票用紙等の交付を受けた後、選挙の公示・告示の翌日以降、同用紙等に記入の上、日本国内の選挙期日(投票日)の投票所閉鎖時刻(通常午後8時まで)に、投票所に到達するよう、選挙管理委員会宛に送付します。

※投票用紙等の請求は、いつでも請求することができますので、郵送日数を考慮して早めに請求することが大切です。

#### ● 日本国内における投票

一時帰国等により、国内で投票される場合は、在外選挙人証を提示して、国内の投票方法を利用して次の(1)から(3)までの投票ができます。

〔公示又は告示の日の翌日から  
選挙期日の前日までの間〕

(1)期日前投票  
(2)不在者投票

〔選挙期日(投票日当日)〕

(3)投票所における投票

※(1)から(3)までの詳しい投票方法については、市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

# 在外選挙人名簿登録移転申請書の書き方みほん

(おもて)

※黒インク又は黒のボールペンを使用してください。

**在外選挙人名簿登録移転申請書**

フリガナ	ヨッカイチ タロウ	生年月日	性別
氏名	姓 <b>四日市</b> 名 <b>太郎</b>	昭和〇〇年〇月〇日	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
署名 (必ず自署)	<b>四日市 太郎</b>		
本籍	<b>三重県四日市市諏訪町1番</b>		
旅券番号 (任意)	<b>YK1234567</b>		
転出先住所 (必ず記入)	住所以外の送付先 (在留届に記載予定の緊急連絡先) [希望により記入] <small>(この欄は、在留届に記載予定の「在留地の緊急連絡先」において、選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受け取ることを希望する場合のみ、当該「在留地の緊急連絡先」を書いてください。)</small>		
(カタカナ表記) アメリカ国 合衆国	ニュー <input checked="" type="checkbox"/> 州 ヨーク <input type="checkbox"/> 省	<input type="checkbox"/> 県 ニュー <input checked="" type="checkbox"/> 市 <input type="checkbox"/> 郡 ヨーク	(カタカナ表記)
(外国語表記) <input type="checkbox"/> 旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所(注意参照)	<b>000 Park Avenue, New York, NY10171, USA</b>		
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)をした年月日	平成〇〇年 〇月 〇日		
住民基本台帳法上の届出(市町村への住民票の転出届)に転出の予定年月日として記載された日	平成〇〇年 〇月 〇〇日		
住民票に記載されていた最終住所	<b>三重県四日市市諏訪町1番5号</b>		

公職選挙法第30条の5の規定により、必要書類を添え、在外選挙人名簿への登録の移転を申請します。

平成 〇〇 年 〇 月 〇〇 日

四日市市 選挙管理委員会委員長 あて

(署名)  
署名は主に郵便投票等において、投票用紙等の請求の際に本人確認に使用するため必ず自署してください。

(旅券番号)  
任意ですが、登録事務を円滑に行うため、できる限り記入してください。窓口で分からないときは、後日、選挙管理委員会に電話等でご連絡ください。

(カタカナ表記)  
国名は必ず記載してください。

(外国語表記)  
住所が確定している場合に記入してください。投票用紙等の送付先宛名としてコピーして活用するため、はっきりと正確に書いてください。未確定又は不明の場合は下の口にレをつけてください。

(旅券法第16条の規定に基づき提出する在留届に記載する住所)  
国名以外の住所が確定していない(又は不明の場合)、口にレをつけてください。その場合は、外国語表記の記載は不要です。

(住所以外の送付先)  
希望する場合のみ記入してください。希望しない場合は空欄で。

連絡先	電話番号	FAX番号	メールアドレス
転出前	<b>059-300-0000</b>	<b>同左</b>	<b>T.yokkaichi@xxxxxx</b>
転出後	<b>(1-212)371-xxxx</b> (※)	<b>(1-212)371-xxxx</b> (※)	<b>同上</b>

(連絡先)  
転出前、転出後の連絡先を記入してください。

※日本国内からも連絡がとれるように「(国番号-地域番号-電話番号 (FAX番号))」の順に記入してください。

(うら)

※ 代理申請の場合に記載してください。

平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

在外選挙人名簿移転申請者氏名 四日市 太郎

署名 四日市 太郎

私は、公職選挙法施行令第23条の3の2第1項及び在外選挙執行規則第7条の3の規定に基づき、次の者を通じて旅券又は資格若しくは地位を証明する書類(写真を貼り付けてある書類その他の総務省令で定める書類)を提示したく、申し出ます。

代理申請に来ている者の氏名 四日市 花子

(注意)  
登録移転申請者の署名欄は、必ず登録移転申請者が自分で書いてください。

(申出書)  
代理申請をする場合に記入してください。

(署名)  
必ず自署してください。

(代理申請に来ている者の氏名)  
申請者とともに国外転出する親族(申請者の親族で、転出届に異動対象者として記載されている人)が代理申請できます。